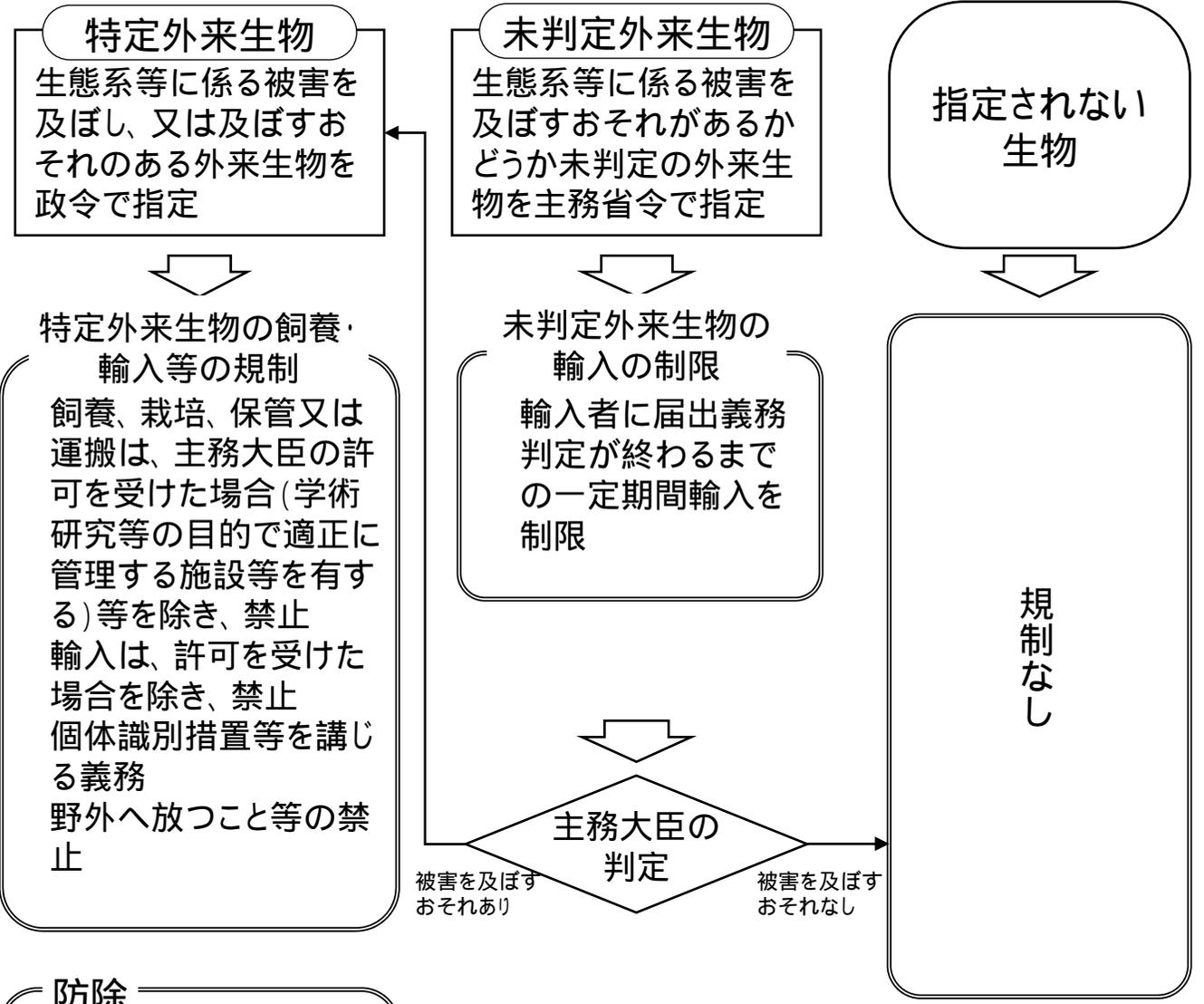


特定外来生物による生態系等に係る被害の防止 に関する法律案の概要

目的

特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外等に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止する。

特定外来生物被害防止基本方針の策定及び公表



防除

野外における特定外来生物について国のほか地方公共団体等の参加により防除を促進する。

その他、輸入時に特定外来生物を確認する証明書の添付、調査、普及啓発、罰則等所要の規定を整備する。

法律案は、<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=4762>にて見ることが出来ます。

生物多様性条約第8条
「締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること」

生物多様性条約第5回締約国会議
外来種に関する中間指針原則を決議。
(平成12年5月)

新・生物多様性国家戦略の決定
移入種(外来種)問題に対応すべき。(平成14年3月)

生物多様性条約第6回締約国会議
外来種に関する指針原則を決議。
(平成14年4月)

野生生物保護対策検討会移入種
問題分科会
「移入種(外来種)への対応方針について」取りまとめ(平成14年8月)

総合規制改革会議
「規制改革の推進に関する1次答申」
(平成13年12月)

鳥獣保護法(平成14年) カルタヘナ法(平成15年)及び種の保存法(平成15年)の法案採択において、移入種対策制度を求める附帯決議を採択。

「規制改革推進3カ年計画(再改定)」(平成15年3月)
外来種問題について制度の構築に向け検討を進めるべき。

「移入種対策に関する措置の在り方について」中央環境審議会に諮問し、野生生物部会に「移入種対策小委員会」を設置。(平成15年1月)

「移入種対策に関する措置の在り方について」
移入種対策小委員会中間報告案 (平成15年10月)

パブリック・コメントの実施

「移入種対策に関する措置の在り方について」
中央環境審議会答申(平成15年12月2日)